

事業再評価調書

[事業種別] 事業名【再評価理由】	[街路事業] 淀川左岸線（２期）事業 【①国庫補助事業で所管省庁の基準５回目】
担 当	建設局淀川左岸線２期建設事務所設計課 (電話番号：06-6466-2180)
1 事業目的	本路線は政府の都市再生プロジェクトに位置付けられた「大阪都市再生環状道路」の一区間を構成し、都心北部と臨海部とを連絡する地域高規格道路（自動車専用道路）であり、市中心部の渋滞緩和や市街地環境の改善を図るとともに、近畿圏の広域道路ネットワークの強化を図るものである。
2 事業内容	・延長4.3km [淀川左岸線(1期・2期)[延長10.0km]のうち、大阪市が街路事業により道路整備を行う区間] ・幅員22m（新設） ・車線数4車線（両側）
3	精査中 （第２回有識者会議対象事業）
9	取組